

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画 [2023年3月改訂版] 概要

第1章 計画の基本的事項

2019年11月 本県の次期環境基本計画の長期目標として
 「温室効果ガス排出量2050年実質ゼロ」を掲げる旨表明
 2021年2月 いわて気候非常事態宣言
 2021年3月 「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」策定
 2021年5月 地球温暖化対策推進法が改訂され、2050年カーボンニュートラル宣言が基本理念として位置付け
 2021年10月 国の地球温暖化対策計画の目標として、2030年度の温室効果ガス46%減(2013年度比)が決定

これらの動きに加え、①再生可能エネルギーに関する本県のポテンシャルが高いこと、②昨今の物価高騰に伴って企業・県民の省エネルギーに対する関心が高まっていることなどを踏まえ、**温室効果ガスの削減割合の目標引上げを含め、2023年3月に「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」を改訂**

◆計画期間：令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

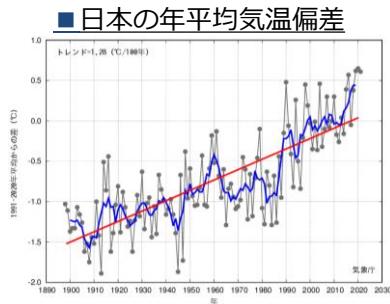
第2章 本県の地域特性

■ **自然的、社会的特性**：広大な県土…世帯当たりの自家用車保有台数全国17位…次世代自動車導入低水準、年平均気温低…世帯光熱費高水準…高効率な省エネルギー機器所有低水準

■ **地域資源**
 風力、地熱は全国的にも賦存量に恵まれた地域
推定利用可能量：風力2位(209億kWh)、地熱2位(11億kWh)

第3章 地球温暖化の現状と課題

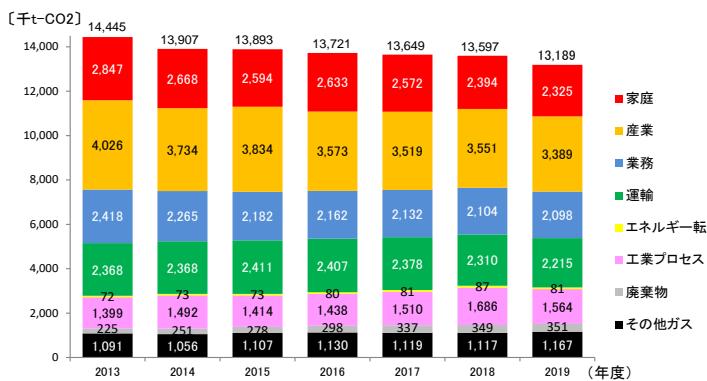
温室効果ガスの増加に伴う気温上昇による気候変動・気象災害が顕著であり、温室効果ガス排出量の削減は喫緊の課題
 世界の気候が非常事態に直面しているという認識の下、2021年2月「いわて気候非常事態宣言」を发出



■ **日本の年平均気温偏差**
 世界平均気温 100年当たり0.73℃の割合で上昇
 日本平均気温 100年当たり1.28℃の割合で上昇
岩手県 100年当たり1.8℃(盛岡) 0.7℃(宮古) 2.4℃(大船渡)の割合で上昇

第4章 温室効果ガス排出量等の現況と将来予測

■ 温室効果ガス排出量の推移



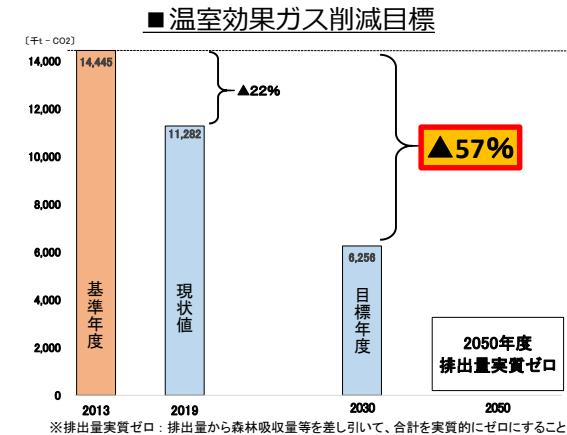
第5章 計画の目標

■ 目指す姿

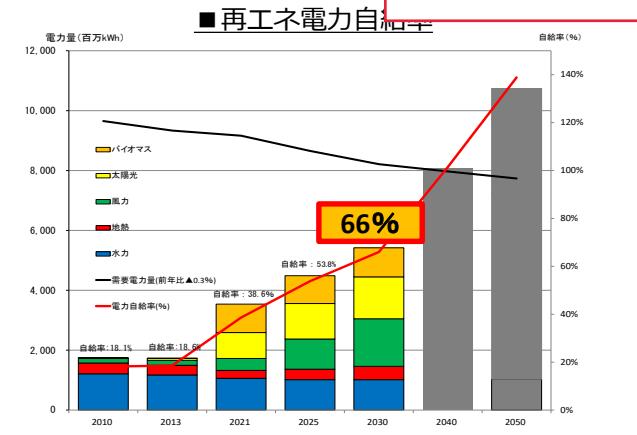
省エネルギーと再生可能エネルギーで実現する豊かな生活と持続可能な脱炭素社会

■ 目標 [2030年度]

温室効果ガス排出削減割合(2013年度比) 57% **再生可能エネルギー電力自給率 66%**、**森林吸収量1,416千t**



| | 目標値 | | (参考) 現行計画 |
|----------|--------------|------|-----------|
| | 削減量 (千t-CO2) | 削減割合 | |
| 削減対策等 | ▲6,774 | ▲47% | ▲32% |
| うち、再エネ導入 | ▲1,040 | ▲7% | ▲7% |
| 森林吸収 | ▲1,416 | ▲10% | ▲9% |
| 合計 | ▲8,189 | ▲57% | ▲41% |



第6章 目標の達成に向けた対策・施策

▷ 各主体の自主的な取組の促進 ▷ 地域特性を生かした取組 ▷ 地域経済や生活等の向上 ▷ グリーントランスフォーメーション推進 ▷ SDGs

省エネルギー対策の推進

家庭における省エネルギー化

住宅等の省エネ化、省エネ性能の高い設備・機器の導入促進、エネルギーの効率的な使用促進

産業・業務における省エネルギー化

省エネ性能の高い設備・機器や再エネ設備の導入促進、環境経営等の促進

運輸における省エネルギー化

公共交通の利用促進、次世代自動車普及促進、物流の環境負荷低減

再生可能エネルギーの導入促進

着実な事業化と地域に根ざした再生可能エネルギーの導入

導入量拡大、関連産業への参入支援、地域環境への配慮

自立・分散型(地産地消)エネルギーシステムの構築

エネルギーの地産地消の推進、環境付加価値の活用

水素の利活用推進

調査研究・実証事業、水素関連製品導入支援

多様な手法による地球温暖化対策の推進

温室効果ガス吸収源対策

持続可能な森林整備、ブルーカーボンの推進

廃棄物・フロン類等対策

廃棄物の発生抑制・リサイクル、フロン類排出抑制

基盤的施策の推進

県民運動、分野横断的施策、県の率先的取組、環境学習

県の率先的取組

目標 県の事務事業における温室効果ガス排出削減割合(2013年度比)60%

業務活動の省エネ化、施設・設備の省エネ化、再エネの導入、再エネ電力使用の推進

第7章 気候変動への適応策

■ 気候の現状と将来予測

100年で1.8℃上昇、10年当たり夏日1.6日増(盛岡)、冬日2.4日減(盛岡)、大雨頻度増

■ 適応策

農林水産業

環境変化に対応した果樹の新品目の導入

自然災害

降雨量の増加等を考慮した治水計画の検討

健康

熱中症予防の普及啓発と注意喚起 等

基盤的施策の推進

- ▷ 地域気候変動適応センターの設置
- ▷ 県民理解の促進
- ▷ 国・大学・研究機関等との連携による情報収集・提供等

第8章 各主体の役割と計画の推進

■ 県の役割

県内の地球温暖化対策の総合的な実施市町村、事業者等の取組の支援

■ 市町村の役割

区域の地球温暖化対策の総合的な実施

■ 県民の役割

日常生活における省エネ活動の取組環境に配慮した消費生活の実践

■ 事業者の役割

環境負荷の少ない製品の製造・開発事業所における温室効果ガス排出の抑制

■ 教育機関等の役割

地球温暖化等に関する学ぶ機会の提供

計画の推進

県内各組織、団体との連携・協力を強化し、全県的に各種施策を展開
 ▷ 「温暖化防止いわて県民会議」を中核とした連携・協働体制の強化
 ▷ 再エネの促進区域の設定や脱炭素先行地域の提案等を担う県内市町村との連携体制構築に向けた「県市町村GX推進会議」の創設
 ▷ 「岩手県地球温暖化対策推進本部」における計画の推進、進行管理体制の強化

政府実行計画の改定

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物

（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。

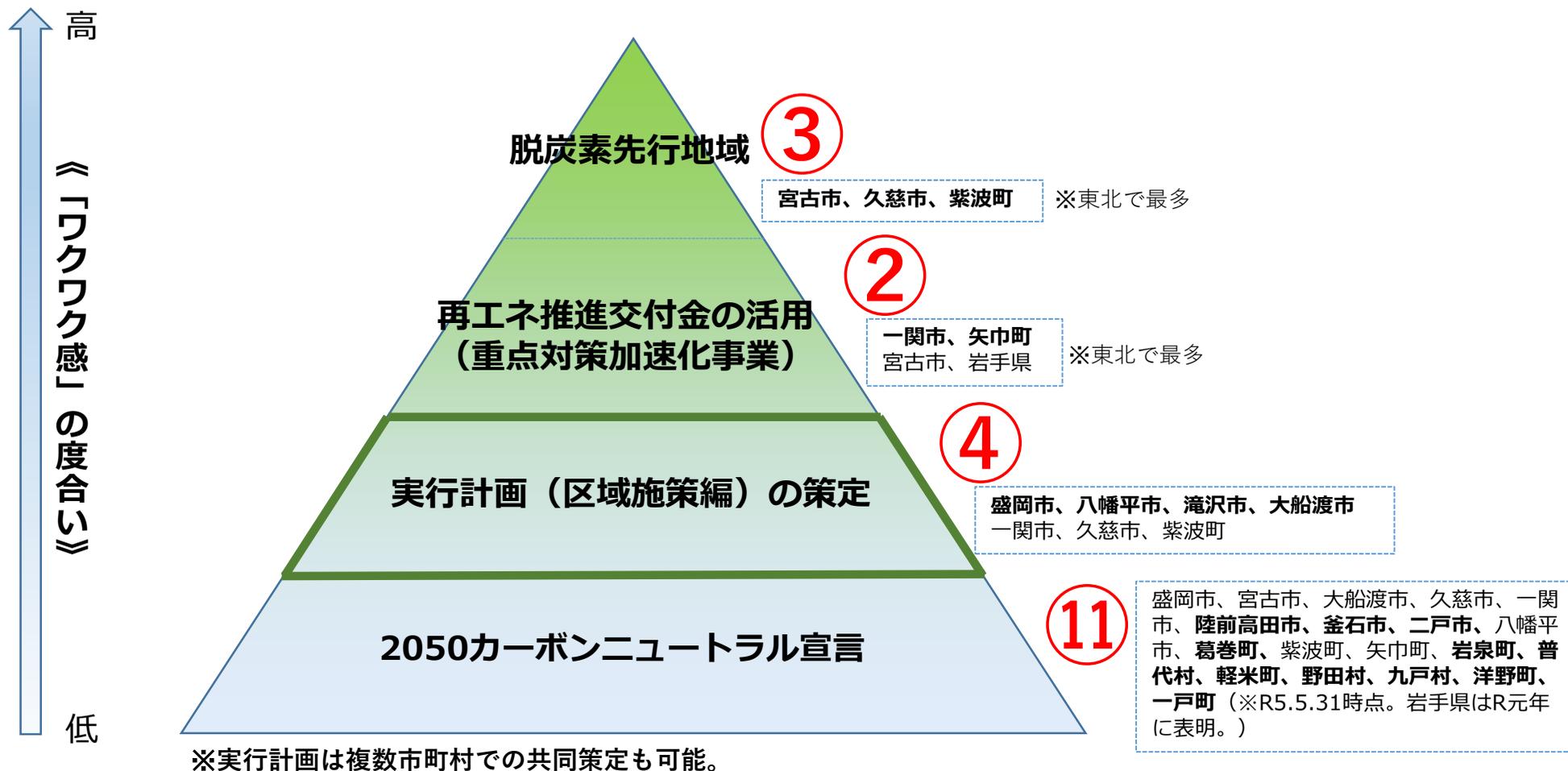


合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

脱炭素に関する市町村の取組のイメージ

- ▶ 県内市町村では、各地域の課題に応じて、脱炭素に向けた取組を推進している。
- ▶ 下の図は、地域脱炭素に向けた基本的な道筋であり、この他にも例えば、ブルーカーボンによる吸収源対策や地熱など地域裨益型の再エネ導入といった地域の特性を活かした道筋が複数考えられる。
- ▶ 地域脱炭素の実現に向けては様々な道筋が想定されるが、県では、各市町村の取組状況に応じて、県市町村GX推進会議等を通じて必要な支援を実施していく。

＜地域脱炭素に向けた基本的な道筋＞



脱炭素先行地域とは

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金により**最大50億円**の支援
(実施期間は概ね5年程度)

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、**2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋**をつけ、**2030年度までに実行**
- 農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現**しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

民生部門の
電力需要量

=

再エネ等の
電力供給量

+

省エネによる
電力削減量

脱炭素先行地域の範囲の類型

| | |
|------------|---|
| 全域 | 市区町村の全域、特定の行政区等の全域 |
| 住生活エリア | 住宅街・住宅団地 |
| ビジネス・商業エリア | 中心市街地（大都市、地方都市） 大学、工業団地、港湾、空港等の特定サイト |
| 自然エリア | 農村・漁村・山村、離島、観光地・自然公園等 |
| 施設群 | 公共施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群 |
| 地域間連携 | 複数の市区町村の全域、特定エリア等（連携都市圏の形成、都道府県との連携を含む） |

スケジュール

第1回選定

<2022年>
1月25日～2月21日 公募実施
4月26日 結果公表
※79件の計画提案から**26件**を選定

第2回選定

<2022年>
7月26日～8月26日 公募実施
11月1日 結果公表
※50件の計画提案から**20件**を選定

第3回選定

<2023年>
2月7日～2月17日 公募実施
4月28日 **結果公表**
※58件の計画提案から**16件**を選定

以降

第4回公募は8月頃に実施予定
年2回程度、2025年度まで募集実施

重点対策加速化事業の取組例

- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）は、全国津々浦々で重点的に導入促進を図るべき屋根置きなど自家消費型の太陽光発電やゼロカーボンドライブなどの取組を、**地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する場合に支援**を行うものであり、2030年度排出削減目標達成等のために全国的な再エネ導入等の底上げを図るもの
- **再エネ発電設備の一定以上の導入が必要**（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）

重点対策① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

【京都府京都市の事例】

- 条例で独自に義務付ける基準量以上の再エネを導入する約700施設への太陽光発電導入を支援。



事業所の屋根置き太陽光発電設備

重点対策② 地域共生・地域裨益型再エネの立地

【高知県の事例】

- 県内市町村と連携し、JA等への木質バイオマス設備約60台の導入を支援。



ビニールハウス用バイオマスボイラー

重点対策③ 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導

【長野県の事例】

- 警察駐在所をゼロカーボン駐在所としてZEB化



ゼロカーボン駐在所

重点対策④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上

【山形県の事例】

- 県独自の高性能住宅「やまがた健康住宅」600戸の導入を支援。省エネ設備だけでなく、太陽光や蓄電池の同時導入を支援。



やまがた健康住宅 資料) 飯豊町

重点対策⑤ ゼロカーボン・ドライブ

【島根県美郷町の事例】

- 個人への車載型蓄電池75台導入を支援（町の協調補助あり）。災害協定を交わし、大規模災害の際に非常用電源として活用。



電気自動車からの外部給電

地方公共団体実行計画の概要

- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画（地方公共団体の温室効果ガス削減計画）を策定することとされている。

地方公共団体実行計画（事務事業編）

公共施設における再エネ・省エネ設備導入など、**自らの事務及び事業**に関する温室効果ガス削減計画
（すべての地方公共団体に義務付け）

地方公共団体実行計画（区域施策編）

- ① 事業者・住民等の取組も含めた**区域全体の削減計画**。以下4項目の施策と、**施策の目標**を定める。
（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務付け、その他市町村は努力義務。）
 - ・ 再生可能エネルギー導入の促進
 - ・ 地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
 - ・ 都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
 - ・ 循環型社会の形成
- ② すべての市町村は、①に加えて、**地域の再エネ事業（地域脱炭素化促進事業）**の実施に関する要件（対象となる区域（**促進区域**）、事業に求める**地域貢献の取組**等）を定めるよう努める。
また、要件を満たす**事業計画**について認定を行う。
- ③ **都道府県**は、①に加えて、市町村が促進区域を定める際の環境配慮の基準を定めることができる。

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

2023年3月31日時点



■ 東京都・京都市・横浜市を始めとする934自治体（46都道府県、531市、21特別区、290町、46村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。**表明自治体総人口約1億2,577万人**※。

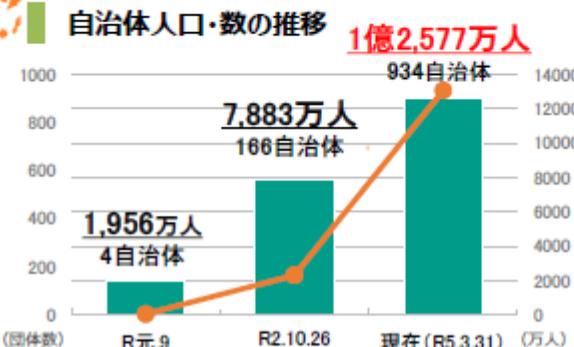
※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。

表明都道府県（1億2,325万人）



表明市区町村（9,847万人）

| 北海道 | 青森県 | 岩手県 | 秋田県 | 山形県 | 福島県 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 | 神奈川県 | 新潟県 | 富山県 | 石川県 | 福井県 | 岐阜県 | 静岡県 | 愛知県 | 三重県 | 大分県 | 佐賀県 | 熊本県 | 鹿児島県 | 沖縄県 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 札幌市 | 青森市 | 盛岡市 | 秋田市 | 山形市 | 福島市 | 水戸市 | 宇都宮市 | 前橋市 | さいたま市 | 千葉市 | 東京都 | 横浜市 | 新潟市 | 富山市 | 金沢市 | 福井市 | 岐阜市 | 静岡市 | 名古屋市 | 津市 | 大分市 | 佐賀市 | 熊本市 | 鹿児島市 | 那覇市 |



* 朱書きは表明都道府県、その他の色書きはそれぞれ共同表明団体、市区町村の表明のない都道府県名は省略